

封建制下に於ける日本全體國家

佐治, 謙讓

<https://doi.org/10.15017/14452>

出版情報 : 法政研究. 8 (1), pp.41-90, 1937-12. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :



封建制下に於ける日本全體國家

佐 治 謙 讓

目 次

一、國民的祭祀及び家祖祭祀を通じての皇祖神への歸一

二、日本全體國家の蘇生及び階級、政體、國體

一、日本全體國家の蘇生

二、階 級

三、政 體

四、國 體

三、日本全體國家の利益社會化過程

一、封建制下に潜在する日本全體國家

二、階 級

三、政 體

四、國 體

本稿は法政研究第七卷第二號所載の拙稿『日本學 日本國家學』の續編にして、從つて、それを前提として書いてゐる。封建制下に於ける日本全體國家

とを承知していただきたい。

一、國民的祭祀及び家祖祭祀を通じての皇祖神への歸一

大化の改新に於て制定せられたる律令は、平安朝中期以後は弛廢したることは既述の所である。従つて神祇令に規定せる十九度の祭祀、即ち皇室の祭典たると同時に國民全體の祭典にして、大部分伊勢神宮の祭祀たる所謂十九度の祭祀は、平安朝中期以後は廢れて行つたのである。粟田寛博士はその著祭典私攷に於て、『かくて後、保元平治の頃、朝家の内亂より起りて、朝政漸に衰へ給ひ、神事も廢れ行にあはせて、亂世となりければ、荷前の奉幣の事も、正しく行はれ難く、ついにはそのおもかげたにも殘らず、廢て久しくなりぬとぞ、天照大御神まだ山陵に鎮坐す御代々々の天皇の大御靈の、いかにおもほすらむ、いとも長き御事なるべし。』註一と嘆じてゐる。

武家政治の創始者頼朝は、生來神佛に對する深い信仰を有したる上に、久しく轆轤不遇に在りし間に敬神崇佛の念を養ふ所ありしが故に、一朝志を得たる後には、一遍の政策者流とは異なる深厚なる敬神崇佛の態度に出たのである。就中伊勢神宮は頼朝の最も崇敬したるものにて、神宮領に對しては、特に年貢等の納附を怠ることなきやう彼等を戒飭してゐる。即ち文治二年三月、伊勢國內に於ける神宮領の御園御厨の地頭に向つて、當國神領の神民中の狼藉を停止し、一定の年貢及び給主、禰宜、神主の得分物は、先例に任せて辨備すべく、若し早損に依つて怠納したならば、地頭の得分を立替へても神役を怠らぬやうにせよとの命令を下してゐる。註二而して又、伊

勢大神宮の御領地を妨げるものありしを責め、「凡吾朝六十餘州は立針の地たりと雖も、伊勢大神宮の御領ならぬ所あるべからず。」と戒めてゐる。^{註三}是れ總て、天照大御神の民族的共同祖神にして之が崇敬を怠る可からざるを戒めてゐるのである。

右の如く、武家政治となりても神事尊重の政治は平安朝のまゝを踏襲せるものにして、壽永三年二月二十五日源頼朝が泰徑に遺はした書面の條々書の諸社事の項には、我が朝は神國なれば恒例の神事は式目を守つて懈怠なく勤行せしむべき由を沙汰せねばならぬ、といふことが見えてゐる。^{註四}而して武家法制たる貞和式目第一條には、^{註五}

一、可下修ニ理シ神社ヲ專ニ祭祀ヲ事

右神者依リテ人之敬ニ増シ威。人者依リテ神之德ニ添レテ運ヲ。然レバ則テ恒例之祭祀不レ致ニカベテ陵夷ヲ。一如在之禮奠莫レ

令ニムコト怠慢セ。因リ茲ニ於テ關東御分國々并庄園ニ者。地頭神主等。各存ニ其趣ヲ可レ致ニ精誠ヲ也。兼ニテ又至ニテ

有レ封社ニ者。任ニテ代々符ニ小破之時ニ且加ヘ修理ヲ。若及ビ大破ニ令レシムルハ言ニ上子細ヲ。隨ニ其左右ニ可レシ有ニ其、

沙汰ニ矣。

と規定して、關東御分の國々並に莊園に於ては、地頭、神主等能く幕府制令の旨を體して、祭祀の禮奠を盡し、社頭の修理を完うすべきことを命じてゐる。さらに第二條には、崇佛を規定してゐる。^{註六}

一、可下修ニ造シ寺塔ヲ勤中行佛事等ヲ事

右神社雖モ異リト。崇敬ヘ是同。仍リテ修造之功。恒例之勤。宣シテ先條ニ莫レシ招クコト役勤ヲ。但シ恣ニ貪リ寺用ヲ

封建制下に於ける日本全體國家

於下不勤其役之輩者。早可令改易彼ノ職矣。

抑々貞永式目は、平安朝末律令が死法となり、別に慣習法として發展し來りしものを成文化したるものにして、その制度は北條泰時の時代にかゝれども、その中には『任右大將家之例』と言ひ、『任右大將家御時之例』と言ひ、『右大將家御時以來至于當世……先縦惟多云云』といふの類多し。その所謂右大將家とは頼朝を指せるものにして、之に由つて、頼朝の時法制の觀るべきものあるを知ると共に、後世に至るまで、幕府が頼朝時代の法制を尊重して、貞永式目の中に之を挿入したるを知り得る。^{註七}而して右の冒頭の敬神の掟は、頼朝の方針を成文化したるものに外ならぬ。

貞永式目五十一箇條の中、先づ首條に神社の規定を置き、次に第二條に寺院の規定を收めたるは、敬神崇佛の信念より出でるものにして、當時は佛勝神劣の神佛習今の行はれたる世にして、神社を先にし佛寺を次にせるは、如何に敬神崇祖の信仰を尊重せるかを知り得る。是れ即ち、平安中期以來漸次弛廢したりし敬神崇祖、殊に皇祖神への國民的祭祀を復活したるものにして、皇祖神への祭祀は平安朝以來、皇祖神が、日本民族の共同祖神なりとの信仰に基いて行はれるのであるから、是れは纏て鎌倉初期に於ける精神共同社會の蘇生となり、日本全體國家蘇生の契機となるものである。之を結論するためには、吾人は更に家と祖先祭祀との關係を論じなければならぬ。

(1) 婚姻 及び 離婚

中世の婚姻法は、略々上代の婚姻法に類し、律令法に依りて影響せられた部分は頗る少い。婚姻成立の形式的

要件は、婚約と成婚との二つであつて、婚約のことは當時之を縁約、約諾、契約と稱し、成婚のことは之を嫁娶と言つた。而して縁約の締結には父母の同意を要し、父母意見を異にするときは、父の意見に従ふべきものとされた。伊達家塵芥集に、『一名代問答の事おやまかせたるべし（中略）けいやくの事ら可爲同然なり』とあり、以て右の法理を知り得る。^{註八}伊達家塵芥集は、陸奥の探題伊達植宗の制定したる法典にして、従つて戦國時代の法制であるが、貞永式目を中心とする鎌倉時代の法制を倣へるものなるが故に、之を以て鎌倉時代の法制を推論し得るのである。^{註九}

武家法に於ては、離婚を通常離別と言ひ、この時代の末には又主従關係の解消に准じて、『暇を與へる』と言つた。律令に於けるが如く、一定の離婚原因に基くには非ずして、全く夫の自由にて一方的に棄妻出來たのである。但し、妻が重科を犯して棄てられた時には、夫から得た所領を失ふべきであつたが、夫の好惡に由る離婚ならば、妻はその所領を持ち去ることが出來たのである。右は夫の棄妻權であるが、妻は夫を棄て、自由に再嫁することは許されなかつた。伊達家塵芥集に、『一夫婦いさかひの事、その女猛きにより、夫追い出す、然てかの女夫にいとまを得たるのよし申、あらためとつがん事をおもふ、其親兄弟もとの夫のかたへとどけに及ばずし、かの夫を改む、今とつぐところの夫、女共に罪科におこなふべき也』と言へるに依りて知り得る。^{註十}

本來我が國に内在する祖先崇拜の習俗は、儒教道德に依りて自覺を高め、婚姻は、祖先祭祀の永續を維持するために繼承者を得るの目的を以てする男女の結合なりと考へられたのである。右の武家法制に於ける婚姻に於

ける父母の同意は、婚姻は子孫を得て家祭繼承者を断やさぬ爲なれば、不適當なる配偶者を得ざらしむべく豫め警戒するに在る。之に依つて、武家法制が祖祭斷絶を防がんがために家を維持することを目的とし、家を以て祖先祭祀の齋場たらしむるの法意を知り得る。然るに離婚に於ては、『無子』その他家祭繼承者を得るに困難なる律令の七去の如き離婚原因を認めずして、夫の自由の棄妻權を認むるは、全く武家社會の武斷的特性に基くのである。即ち、家の繼續尊重を一面に維持しつゝ、他面主従關係なる武士階級の秩序に服することを要求せらるゝことに依りて、その限りに於て、律令法と比較して家の尊重の程度が減殺せられるのである。ゆえに、大化の改新後律令政治の盛時と比較して、鎌倉初期に於ては、家祖祭祀を通じての皇祖神への信仰は、一段と低調たらしむるを得ない。是れ、文治の革新が大化の改新、明治維新と較べて、日本全體國家の確立若しくは蘇生が低調たるの所以に屬する。

(2) 養

子

律令に於ては、『無子』を以て養子縁組の條件としてゐる。即ち、養親に男子なきを條件としてゐる。然るに鎌倉時代に於ては、養親に男子なきを要しない。假令男子あるも、養子をなすことが出来たのである。蓋し是れ、次に家督相續に於て論ずるが如く、當時の家督相續の目的物は主として、所領に在りしが故に、假令實男子あるも、他に器量人を求めて養子となすの必要ありしがためである。ゆえに當時に於ては、器量にあらざる子、又は教令に違背する不孝の子を勘當して、器量の人を養子とすることが行はれた。註十一

又養親は男子たるを要せず、女子も亦養子をなすことが許された。貞永式目第廿三條には、註十二

一、女人養子事

右如ク法意者。雖モ不レ許サレ之ヲ。右大將家御時以來。至^ムマテ于當世ニ無^キ其子^ノ之女人等、讓^ル與^ル所領^ヲ於養子ニ事。不易之法。不^レ可^ク勝^テ計^フ。加^フルニ之ニ都鄙之例。先蹤惟多シ。評議之處尤足^ル信用^一敷。

と規定されてゐる。この場合の女子は、寡婦である。而して律令には、子無き者に養子を許す條文あれども、寡婦に之を許す條文は存しない。ゆえに、明法家は之を許すべからずとしたけれども、武家の慣習が女子の戸主たり所領の所有者たることを認めたる以上、さらに之を相續せしめんがために、養子をなすを妨げざるは、言を俟たざる所にして、之を吾妻鏡に徴するに、壽永元年十月十七日條に、頼朝の乳母たりし比企尼が甥能員を養子となしたりしことありて、頼朝の時より既に、女子に養子縁組の事實慣例が存在する。右の貞永式目の條文は、之を成文化したものである。註十三この式目の條文に於て注意すべき點は、女子が養子に讓與すべき家督相續の目的物が所領に在ることである。

上記の『無子』を養子縁組の條件とせず、且女子の養子を許す點より推究すれば、鎌倉幕府法は、家を以て祖先祭祀の齋場となし、祖祭斷絶を防がんがために家の維持を目的とせざるが如くである。然り!!以上の二點より之を推せば、所領の恩給を受けるに足るの軍役を將軍に對して爲し得るの器量人にその所領を與へることを以て、養子をなすの主たる目的としたのである。

右の養子をなすの主たる目的は、所謂武家社會に於ける主従關係に基く特殊表現にして、『異姓不養』を原則としたる所に、養子制度本來の目的は存することを知り得る。

鎌倉幕府法に於ては、養子となる者は養親と同姓たることを原則とし、例外として異姓の養子が許された。註十四

『異姓不養』のこの原則は、律令の戸婚律に於けるが如き嚴格さはなく、異姓養子も法律上許されたのではあるけれども、『異姓不養』を原則としたる所に、重大なる意義が存する。蓋し、凡そ、祖先の靈は血統の後裔に非ざる者の祭を饗けずとは、祖先崇拜の本質より生ずる信念にして、祖先祭祀は父祖に對する敬愛の情より發したるものにして、孝道の延長なれば、祭る者は血統の子孫にして、祭を受くる者は血縁の祖先ならざる可からざるは、當然の事理でなければならぬ。ゆえに、祖先崇拜の情未だ熱烈なる鎌倉初期に於て養子は血族を以て之を爲すことを原則とするは、當然なりとしなければならぬ。ゆえにこの時代の養子制度は、家祭繼續のための家の維持を本來の目的とせるものである。

茲に、家祭繼續のための家の維持てう養子制度本來の目的が武家社會に於ける養子制度の特殊目的に依りて滅殺せらるゝを見る。

(3) 相 續

鎌倉幕府法に於ては、家督を相續すべき男子を嫡子と言ひ、又總領とも言ひ、家督相續人の選定を嫡子を立つと言つた。嫡出長子は被相續人の反對の意思表示なき限り、嫡子たるの地位を保持してゐたから、嫡出長子は法

定の家督相續人たるの地位を有してゐたと言つてよい。併し當時は、嫡子の選定は被相續人の意思が絶対に尊重せられたるが故に、嫡出長子をさしおいて次男を立て、嫡子をして、庶子を立てることも有り得たのである。註十六

貞永式目の規定は大部分、財産相續、遺産相續に關し、十八條、二十條、二十三條、二十五條、二十六條皆然り。而して第二十二條も主として財産相續に關する規定なるも、その文中に、『今所立之嫡子分』云々とある嫡子は、家督相續人を意味し、第二十二條は又家督相續に關する規定である。第二十二條に言ふ。註十七

一、父母所領配分ノ時。雖モ非ニト義絶ニ不レ讓リ與ヘ成人子息ニ事。

右其親。以テ成人之子ヲ。令ニムル吹擧ニ之間。勸ニシ動厚之思。積ニム勞功ノ處。或ハ就ニ繼母之讒言。或依ニ庶子之鐘愛。其子雖レ不レ被ニ義絶。忽漏ニテ彼ノ處分。佗僚之條。非據之至也。仍リテ割ニ今所立之嫡子分。以テ五分、一ヲ可キ宛ニ給ヘ無足之兄ニ也。但シ雖モ爲ニト小分。於ニ計リ宛ツルニ者。不レ論ニ嫡庶。宜シク依ニ證據。抑雖モ爲ニト嫡子。無シテ指ニ奉公。又於ニ不孝之輩ニ者。非ニ沙汰之限ニ矣。

按ずるに本條は、父子義絶したるに非るに、繼母の讒言若しくは庶子の鐘愛に依り、被相續人が嫡出長子に家督を譲らず、之を庶子に譲りたる時の處分にして、少分にて嫡子に與へ置きたる場合は、各々その處分に依らしむべしと雖、も全く與へざりし時は、現戸主の五分の一を嫡出長子に與ふ可しと命じてゐるのである。註十八 律令の家督相續が専ら祭祀の相續に着目せるに、貞永式目の家督相續が財産若しくは所領の相續に着目せるは、第二十二條を見れば自ら明かである。

相續法は、古來進化の三時期を經過せるものにして、第一期は祭祀相續にして、第二期は家督相續にして、第三期は財産相續である。律令の相續法は正しく祭祀相續であつた。中古に於ける戸主と雖、家族に對する權力及び家産に對する所有權を有してゐた。而も是れ、全く従たる相續の目的にして、唯一とも言ふべき主たる相續の目的は、家祭の繼承に在つたことを忘れてはならぬ。鎌倉時代の戸主は家族に對して絶對の權力を揮ひたるものにして、是れは後に觸れるであらう。而して式目の條文中には、戸主と言ふべき所に父若しくは母と言ひ、戸主若しくは戸主權といふ文字なければ^{註十九}、家督相續は要するに戸主權の相續に外ならぬ。上記貞永式目第二十二條と併せ考ふれば、當時の戸主權は、家族に對する統制權と家産に對する所有權との二つを包括する所の權利である。而も式目第二十二條は、戸主權就中家産を以て相續の目的物となし、家祭の繼承について一言觸れざる所より推せば、この時代の家督相續が祖祭繼承を目的とせざるが如くである。然れども、是れ皮相の見解にして、穂積陳重博士の説かるゝが如く、家産の保全を俟ちて始めて、家及び家祭の繼承は望み得べきものにして、式目第二十二條が家産を以て相續の目的となす所以のものは、家祭繼承を圖るがために外ならぬ。さらに吾人は、家督相續それ自體の根本に遡つて考究しなければならぬ。若し夫れ祖祭繼承を全然無視するならば、財産相續若しくは遺産相續のみを認めて、好む所の者にその所領を讓與すれば可ならん。一家の斷絶の如き敢て願慮するの必要なかるべし。而も別に家督相續を認め、家産と家族とに對する權利を包括する戸主權の相續を認めて一家の斷絶を防ぐもの、家祭繼承を無視せるものと斷じて言ひ得ない。

なほ一言語らざる可からざるは、式目第二十二條の武家社會的特殊表現たる點である。武家社會に於ては、その所領に依據して將軍に對して忠勤をばげまねばならぬ。所領なくしては將軍に奉仕し得ない。その限りに於て、家督相續に關して財産が重要視せられるのである。是れ、武家社會に於ける相續の特殊目的なることを忘れてはならぬ。

吾人は上來、國民的祭祀及び家祖祭祀を通じての皇祖神への歸一を、武士階級についてのみ論じた。然れども貞永式目は、植木直一郎教授の御成敗式目研究に據れば、武士のみならず一般庶民、即ち式目中に所謂凡下輩にも妥當したるものにして、^{註二一}而も貞永式目は平安朝末以來の慣習法を成文化したるものなれば、一般庶民も亦、賴朝以來鎌倉初期を通じて、國民的祭祀及び家祖祭祀を通じて皇祖神へ歸一してゐたのである。

以上は神道に就いてのみ論じたが、平安朝末期より鎌倉初期に亘つて、法然上人の淨土宗、榮西禪師の臨濟宗など起り、吾人の今問題とせざる鎌倉初期以後には、親鸞上人の眞宗、道元禪師の曹洞宗、日蓮上人の日蓮宗などが起り、佛教は隆盛を極めた。佛教の本質は必ずしも神道と調和するものではない。然るに平安朝中期以後に大成せられたる本地垂迹説は、平安朝末より鎌倉時代に亘つて、神々の本地はそれぞれ定められ、垂迹説は著しく發達して、教理的組織は漸次完成せられたのである。^{註二二}而して鎌倉の末期より南北朝に亘つて、この本地垂迹説の反轉動搖を來し初めたのであるから、吾人の今問題とする所の鎌倉初期は、本地垂迹説は最も宣傳せられ最も人心に浸潤したる時代なれば、佛教は神道と習合し、佛教は國民的祭祀及び家祖祭祀を通じての國民の皇祖神へ

の歸一を妨げることはなかつたのである。

二、日本全體國家の蘇生及び階級、政體、國體

一、日本全體國家の蘇生

大化の改新に依る氏の打破家への解體の後は、祖先若しくは家祖は皇祖神若しくは皇室より出でたるものなりとの信仰、上下を擧げて生じ來りたることを囊に指摘した。而して平安の末期より鎌倉の初期に亘つては、軍記物語の中に右の信仰がよく現はれてゐる。平家物語に於ては、宇治川の先陣に於て佐々木四郎高綱は名乗つて言註二四ふ。

『宇多天皇より九代の後胤、佐々木三郎秀義が四男、佐々木四郎高綱、宇治川の先陣ぞや、吾と思はん人は高綱に組めや』

源平盛衰記に於ては、石橋山の戰に於て佐々木四郎高綱が大音揚げて名乗つて言ふには、註二五

『清和帝の第六皇子貞純親王の苗裔多田新發滿仲の後胤、八幡太郎義家に三代の孫子、左馬頭義朝の三男前右兵衛權佐源賴朝爰にあり。東國の奴原は、先祖重人の家人等也、馬に乗りながら御前近く參る條狼藉也、奇怪也、罷退け』

實際には斯く長々しく戰場で名乗るわけでもあるまいが、家系家格を尊び、自己の祖先を皇祖神若しくは皇室

より出でたるものなりとするの信仰を有したりしを知り得る。

平安中期以後律令の弛廢に伴つて、國民的祭祀及び家祖祭祀を通じての皇祖神への歸一が衰へて行つたが、頼朝の文治の革新に依りて、國民的祭祀及び家祖祭祀の保護獎勵せらるゝに及び、鎌倉初期に於ては祖先祭祀を通じて、皇祖神若しくは皇室への歸一は昂揚し茲に、皇祖神が民族的共同祖神なりとするの信仰が鮮明に復活し來り、日本全體國家は長夜の眠より蘇生し來つたのである。この日本全體國家内に於て階級、政體、國體は如何なる關係にありしや？ 是れ、以下に説かんとするものである。

二、階級

寛平延喜の頃より莊園天下に着く、莊園多くして公田少しの状態となり、茲に於て國家財政を維持するために、公田の百姓に對する國司の誅求甚だしく、又地方的本質を有する莊園に由る中央集權制の弛緩により、地方は亂れ、茲に農民は山野に漂泊し、或は騷擾を起し、或は盜賊となる者が多かつた。彼等は帝都にまで侵入して、詩歌管絃に酔へる大宮人の心膽を寒からしめたことは、前に觸れた所である。

而して莊園に於ては、大觀して藤氏一門が本家、領家となり、實際の下地に臨んで經營に従事する者は預所莊司等で、主として地方の豪族即ち武士にして、彼等は本家領家の指揮下にこの任に當り、莊民がその命を受けて實地の現業に従事するのが普通の形式であつた。莊園と莊園との間の境界の不確定なるものが少くなく、境界争ひ

も屢々起り、爲に現地では莊民間の鬭争、莊司間の鬭争を惹起し、就中、本家領家と莊司との鬭争は激烈を極め、本家領家が莊司を壓迫して慣例外の増徴を行ひ、又は莊司が本家領家への所定の納物を履行せず、或は實力を以て抗争する者も少くなかつた。茲に於て社會の秩序は亂れ、國民の經濟生活の基本をなす土地制度は頗る紛糾したのである。註二六

頼朝は治安の維持を圖り、百姓の流離漂泊を防いで之を土地に定着せしむると共に、武士なる莊司の土地を安堵し、武士をして永く幕府に依らしむるの方法に出でたのである。即ち從來本家領家の指揮下に在つた莊司即ち武士を地頭に任命して幕府の統制下に移し、從來慣行の乃貢を本家領家等に納付する義務を茲に由らしめ、管内の土地の管理と治安維持の責任とを附與し、且本家領家より發せられ易い不當な壓迫に對しては、幕府は地頭を後援し、その地頭職を保障するの勞を執つたのである。註二七この政策を徹底せしめたものは、義經追討を名として文治元年十一月二十八日勅許に依る守護地頭の設置である。

願れば平安中期より末期に亘つて、公領に於ては、公家政府の地方官たる國司の誅求に因る百姓の漂泊騷擾等の階級鬭争あり、莊園に於ては、本所領家たる藤氏一門の誅求に因る武士の反抗としての階級鬭争あり。然るに頼朝の守護地頭の設置に依りて、公領の百姓は土地に定着して前代よりは平安なる生活に入り、武士は土地を安堵せられて反抗をやめ、公領以外の農民は莊園内に於て誅求の避難所としての生活を送り、大觀して鎌倉初期に於ては、階級鬭争は一時終熄したのである。物は總て比較的のものである。平安末期よりは鎌倉初期の方が日本

國家は安定したのである。是れ藤氏一門が階級意識を以て階級的専制を擅にせるに對して、幕府が治安維持といふ國家意識を以て行動せるの證左と見なければならぬ。茲に於て吾人は、鎌倉初期に於ては武士階級は吾人の所謂統治者階級なりと主張し得るのである。但し、武士階級が間もなく支配階級に顛落するの危険を包藏したりしを忘れてはならぬ。

三、政體

鎌倉幕府は、中央機關として侍所、公文書、問注所等を設け、地方機關として守護地頭を設置した。註二八守護地頭は形式的には地方機關であるが、牧教授の研究に據れば、守護地頭設置の文治の勅に依つて、武家政治が開創せられたのである。註二九

頼朝が守護地頭補任に關して行いし奏請は、守護地頭の總補任を勅許せられ、それに依りて全國の治安を彼の手に依りて確實にせんとしたるに在る。この時頼朝は既に行家義經追捕の勅許を受けてゐたので、この職務を完全に行ふがために奏請して、兩職補任の勅許を與へられたのである。この事たる實質的意義に於ては、兩人の搜捕を完全に行ふが爲に、臨時的に全國の守護權を委任せられたるに外ならなかつた。註三〇而して文治五年には行家義經を討滅し、文治の勅の目的を完了したのであるが、遂に之が廢止の勅命を見るに至らずして終つた。而して建久元年頼朝初めて上洛し、朝廷の恩賞に浴したが、『増鏡』には彼はこの時に諸國總追捕使と言ふこと承りしと

述べ『將軍次第』は一説として之を掲げ、『北條九代記』も亦文治元年に諸國地頭職と記載しながら、なほ建久元年に於ても、『右大將家御上洛時、補任諸地頭職』と言ひ、さらに『明惠傳記』『武家年代記』にもこの事實を傳へてゐる所を見れば、建久元年こそは實に、賴朝が文治元年に於けるが如き行家義經追捕の爲の臨時的權限としてには非ずして、新に將來に對し日本全國の守護權を武家に委任するといふ意味に於て、文治元年の勅以來行ひ來れる守護地頭の總補任權者たる彼の地位の繼續が、正式に承認せられた年なりと斷定せざるを得ない。註三一

右の文治の勅に依る賴朝への諸國守護權の委任こそは、武家政治なる政體の創始を物語れるものにして、慶應三年十一月十五日王政維新に當り下されたる御沙汰書に、『政權の儀武家へ御委任以來數百年』とあるは、之に照應するものである。註三二

斯くの如き武家政體が文治の勅に依りて開始せられたりとの右の記述は、既に政體の開創に於て天皇の裁可權留保せられ、天皇親政を必ずしも妨げるものに非ることを知り得る。少しく文治の勅の下りし經緯を記すれば、賴朝の使節北條時政は文治元年十一月廿五日入洛、即日行家義經の搜捕に關する賴朝の奏言を言上し、直ちに賴朝に對する、兩人追捕の勅許を拜受し、後二日を隔てたる廿八日には、守護地頭補任に關する北條時政の口頭による奏請に對し、その翌日請ふがまゝに行はしむとの後白河法皇の口勅が下つたのである。註三三

既に武家政治の創始に於て、強奪に非ずして朝廷の御裁可を経たるものであり、その後の政治も亦一々朝廷に奏上して御裁可を仰ぎ、院宣を奉じて行ひしものにして、鎌倉初期の武家政治は、最後の裁可權は朝廷に留保せ

られ、従つて、天皇統治權は侵害を蒙らず、天皇親政は保たれ、國體は維持せられたのである。

鎌倉初期の武家政治は辻善之助博士の主張せらるゝが如く、註三四立憲政治、責任内閣政治に於て、内閣が直接政治に當り、自ら責任に任じて累を皇室に及ぼさず、而も最後の裁可權は天皇の留保せられて、天皇親政の實を擧げ得るが如く、武家が自ら政治の衝に當り、自ら責に任じて皇室に對しては一つの安全弁となり、而も最後の裁可權は朝廷に留保せられ、従つて統治權は天皇に歸屬し、國體は維持せられ、平安末期の國體毀損の公家政治よりは遙かに善い政體であつた。武家政治が公家政治を止揚したるは、實に歴史的必然であつたのである。

之を要するに、武士階級は鎌倉初期に於ては、平安末期の公家階級よりは少くとも忠實なる天皇の翼賛者であり、政體規定を侵し奉ることはなかつた。ゆえに武士階級はこの時は、所謂支配階級にあらずして統治者階級であり、而して吾人の所謂政體的存在であつたのである。但し、武家政治が間もなく國體毀損を敢てするの危険を包藏したりしを忘れてはならぬ。

四、國

體

右に論じた如く、鎌倉初期の武家政治は平安中期以後の藤氏一門の國體毀損より我が國體を救ひしものにして、大化の改新明治維新の如く積極的に國體顯揚に資したりとは言ひ得ざるべきも、確かに國體を維持したのである。その後幕末に至るまでの武家政治は、國體毀損を敢てした。幕末の勤王家は徳川氏の武家政治が國體毀損なりと

主張せんがために、武家政治自體を國體毀損の政體なりとし、延いては頼朝を以て國體毀損を敢てしたりとなし、この思想が凡そ今日の通念となつてゐるのであるが、盡忠無一の北畠親房は、その神皇正統記、後醍醐天皇の條註三五に、

頼朝は更に一身の力にて、平氏の亂をたいらぎ、二十餘年の御いきどほりをやすめ奉りき、むかし神武の御時に、宇麻志麻尼命の中州をしづめ、皇極の御宇に、大織冠蘇我の一門をほろぼして、皇家をまつたくせしよりのちには、たぐひなき程の勳功にや。

北畠親房は斯く、宇麻志麻尼命、大織冠錄足と相並べて、頼朝を以て日本の三大忠臣と言ふ。又神皇正統記廢帝の條註三六に、

しかれど、白河、鳥羽の御代の比より政道のふるさすがたやうくおとろへ、後白河の御時兵革おこりて千臣世をみだる。天下の民ほとんど塗炭におちにき。頼朝一臂をふるいて其亂をたいらげたる、王室はふるさにかへるまでなかりしかど、九重の塵もをさまり、萬民の肩もやすまりぬ。

と言ひ、後嵯峨院の條註三七に、

凡保元平治よりこのかたのみだりがはしさに、頼朝と云人もなく、秦時と云者なからましかば、日本國の人民いかどなりなまし。此いはれをよくしらぬ人は、ゆえもなく、皇威のおとろへ、武備のちちにけるとおもへるはあやまりなり。

とあり。さらに平重衡のために焼かれた東大寺再建に盡力した東大寺の俊乘房重源の頼朝への依頼の書状に、『君の御助力ならずば』この大事業は出来難いと言つたのを見咎めて、その返事に、『兼て御消息の君の御助力ならずばと候は、頼朝の事にて候歟、然者君字其恐候事也、自今以後も更に不可有候者也』と注意してゐる。是れ、頼朝が君といふ文字を第一義に用いて第二義への流用を許さざりしものにて、この頼朝の態度は國體觀念の明確さを表明せるものである。註三八

之を要するに鎌倉初期に於ては、武士階級は臣子の分を守つて天皇の統治權を侵犯せず、茲に、統治者階級も被治者階級も共に天皇を中心として內的に結合し、全と個とは不可分の一體をなし、所謂日本全體國家が蘇生し來つたのである。

然れども、『かくて平氏滅亡してしかば天下もどのごとく君の御まゝなるべきかとおぼえしに、頼朝勳功まことにためしなかりげれば、みづからも權をほしきまゝにす。君も又うちまかせられにければ、王家の權はいよいよおそろへにき』註三九と北畠親房の言へるが如く、文治の革新が大化の改新、明治維新と比較して、國體顯揚に於て著しく低調にして、結果に於て國體維持となりしのみ。頼朝に於て朝幕政治分野の確立に於て、既に國體毀損の鬼子を孕み、間もなく武家政治は國體毀損を敢てして幕末に及んだのである。

三、日本全體國家の利益社會化過程

五、封建制下に潜在する日本全體國家

執權北條泰時に依りて制定せられたる貞永式目は、鎌倉時代を通じて行はれ、室町幕府はこの北條氏の遺法を無條件に承け繼いだために、貞永式目は室町時代を通じて行はれ、註四〇而して戰國時代に入りてより、大内家辟書、

伊達家の塵芥集、長曾我部元親條目等の大名の國法若しくは家法が行はれたが、その内容は室町時代の法律と大差なく、從つて大體貞永式目と内容を等しくするものであり、註四一織豊二氏の法律も亦他の家法と同じく、大體に於

て貞永式目と内容を等しくするものである。註四二

鎌倉初期は別であるが、それより後は日本國家の利益社會化過程に依りて、直接つゞく貞永式目に規定せる國民的祭祀及び家祖祭祀を通じての皇祖神及び皇室への歸一、皇祖神を以て民族的共同祖神とするの信仰、即ち日本全體國家は攪亂されて行つたのであるが、併し決して消滅したのではない、ただ衰へたるのみ。さらに適切に言へば、沈潜して顯然たらざるのみ。時あつてか現はれたのである。

先づ承久の亂は、我が國は神國なりとの自覺に基いて企てられ、註四三文永年間元使に對する返牒に於て神國思想は強調せられ、註四四さらに、この蒙古襲來を機として喚起せられたる神國思想、即ち國體の認識は現狀を批判するに至

り、建武の中興に於て一時日本全體國家は強く意識せられた。この時上下を通じて喚び起されたる日本全體國家意識は、北畠親房の神皇正統記に於て典型的表現を見出す。彼は開卷第一頁に、註四五

大日本者神國なり。天祖はじめて基をひらき、日神ながく統を傳給ふ。我國のみ此事あり。異朝には其たぐひなし。此故に神國と云なり。

と言ひて神國思想を昂揚し、又、註四六

君も臣も神明の光胤をうけ、或はまさしく勅をうけし神達の苗裔なり。誰か是をあふぎたてまつらざるべき。と言ひて、皇祖神を以て民族的共同祖神となすの信念、即ち日本全體國家意識を表明してゐる。

右の事實は、武家政治に依りて利益社會化するも、なほその底に深く日本全體國家の儼存するの證左と見なければならぬ。

さらに室町時代に入りて、足利尊氏大敗して九州に下らんとするや、早くも持明院統の天子を擁立せんとし、建武の中興破るゝや、終に持明院統の天子を立てた。國體を毀損して憚らざる尊氏にして尙ほ且天皇を廢し奉ることの能はざる、日本全體國家の深く潜在せるに基く。戰國時代に入りて、天下統一のためには天皇中心ならざる可からずとしたる織田、豊臣、徳川の政策も亦、深く潜在する日本全體國家に基く。

右は北條より徳川に至るまで、貞永式目に於ける家の維持尊重が主従關係を通じて直接の主君及び將軍への歸一を助長し、皇室への歸一を妨げたが、なほ且日本全體國家は潜在してゐたことを論證したのである。徳川時代に於ても、同一の攪亂要因に依りて天皇への歸一を妨げたが、なほ且日本全體國家は潜在してをつたのであつて、幕末に於ける尊王攘夷の國民的自覺に依りて、再び顯然となつたのである。

徳川家康は慶長十六年諸大名を召して、右大將以來の公方の法式を尊重することを宣言してゐるのであつて、徳川幕府の法制が貞永式目を基礎とせることが明かである。註四七 徳川時代に於ける日本國家の潜在を説くためには、家と祖先祭祀との關係を論じなければならぬ。略々貞永式目に同じ。

先づ婚姻について論ずれば、婦姻成立の要件は武家階級と平民階級とによつて多少の相違はあつたが、家族の婚姻には、兩當事者の父母又は戸主の同意を必要とした。註四八 婚姻は本來、祖先祭祀の永續を維持するがために繼承者を得るの目的を以てする男女の結合なりと考へられてゐたことは、屢述した所である。徳川幕府法に於ける婚姻に於ける父母の同意は、婚姻は子孫を得て家祭繼承者を斷やきぬ爲なれば、不適當なる配偶者を得ざらむべく豫め警戒するに在る。之に依つて徳川幕府法が祖祭斷絶を防がんがために家を維持することを目的とし、家を以て祖先祭祀の齋場たらしむる法意を知り得る。

元和元年の制定にかゝる禁中方御條目に依れば、律令以來の『異姓不養』の禁制がある。註四九 凡そ、祖先の靈は血統の後裔に非る者の祭を饗けずとは、祖先祭祀の本質より生ずる信念にして祭る者は血統の子孫にして、祭らるゝ者は血統の祖先ならざる可からざるは、當然の事理でなければならぬ。ゆゑに徳川時代の養子制度が家祭繼承のために家の維持を目的とせることが明かである。

子なき者未だ養子をなさざる間に、病遽に革まりて危篤に陥り、既に人事不省なるに及んで、往々近親相議りて、本人の名を以て養子をなすことあり、又死後事を秘し、本人の生存を装ひて養子をなすことあり、之を末期

養子、遠養子、若しくは急養子と謂ふ。而して徳川幕府法は、この末期養子を嚴禁したのである。是れ、蘇長たる者の嗣子を定めて家祭の廢絶を豫防すべきことを勧め、他方絶家なる怖るべき制裁を設けてその懈怠を戒めたるものにして、表面上は少くとも、前記異姓養子の禁制と共に、家祭繼續のための家の維持を目的としてゐるのである。註五〇

末期養子禁止の法令を幕府は大名取潰しの政策に用ひ、前記異姓養子の禁制と相俟つて、徳川初期に於ては大名にして嗣子無きために斷絶し、延いて家臣が食祿を離れて浪人となる者多く、遂に慶安四年の由井正雪の幕府顛覆の壯舉となつた。茲に於て直ちに、養子制度の改革を行ひ、異姓養子の禁を緩和すると共に、末期養子の禁令をも緩和した。註五一

慶安以後は禁令を緩和したりと雖、原則としては、異姓養子及び末期養子を禁止するものにして、徳川幕府法が祖祭斷絶を防がむがために、家の維持を目的とせることが明かである。

なほ町人家族の研究に依れば、町人の家の戸主と義務として、凡一軒の主たる身は親より譲りの家業を大切に守り余の商賣をうらやむべからざる事、日々帳面をあらため商ひの多少金・銀の出入を見るべき事等ある中で、先祖の年忌法事丁寧に勤めるべき事を首に掲げてある。註五二

斯く幕府法その他に於て、家祖祭祀を尊重し、而して徳川時代には特に系圖の作製盛行し、武士も庶民も系圖を偽作して、遠祖を皇祖神若しくは皇室に求め、且大化の改新以後年を経るに従ひ、各人皇祖神若しくは皇室より

出でたるものなりとするの信仰愈々深まり、家祖祭祀を通じて皇祖神に歸一した。さらに庶民の間にて特に、抜け参り、若しくは伊勢講に依る贖金にて伊勢参宮をなし、皇祖神に歸一した。ゆえに、次に説くが如き攪亂要因に依りて天皇への歸一を妨げたが、なほ且日本全體國家は徳川時代を通じて潜在してをつたのである。

二、階 級

文治の勅に依りて設置せられたる守護の職權は、大番の催促、謀叛、及び殺害人、夜討、強盜、山賊、海賊の取締の大犯三個條に賴朝以來限られたのであるが、註五五賴朝の死後間もなく、守護が郡郷に代官を分補し、公事を庄保に宛て課し、國司に非るに國務を妨げ、地頭に非るに地利を貪るに至つた。斯く守護の職權亂用のために、國司領家の訴訟のみならず、地頭土民の愁鬱が頻りに起つたのである。註五六北條九代記に於ける正治年間兵庫頭廣元朝臣奉行として東國の地頭等に申したる言葉は、正に之を實證するものである。註五七

地頭は貪りて、賦歛を重し、守護は劇しくして、公役を繁くす。春耕して風塵に侵され、夏耘りて暑毒に中り、秋陰雨を凌ぎて刈り、冬寒凍に堪へて春く。年中四時に休む日なし。

剩暴虐の目代年貢を責れば、價を半にして雜具を賣り、資財なき者は倍息の利銀を借り、或は田宅を壊ち、子女を販ぎ、是を以て、相償ふ。若辨ふる事なければ、妻子を捕へては裸にして荆の中に臥さしめ、農夫を縛りては跳にして氷を履ましむ。或は牢屋に繋ぎて、水瓮を止め、或は井池に浸して、寒風に侵さしむ。兎ても角

ても有も無も、定めし限の正税を背しむ。哀なるかな。

嘗ては治安の維持を圖り、百姓の流離漂泊を防いで之を土地に定着せしめ、所謂全體國家意識に立ちたりし武士階級は、早くも意識的に士民を搾取し初め、嘗ての統治者階級は早くも支配者階級に顛落し初めたのである。

軍事警察の權を與へられし守護は、鎌倉初期より越權行爲に出で、從來地頭が收入したる一切の地租をその手中に收め、承久年代より漸次、その部内に於ける地頭及び御家人との間に恩顧奉公の關係生じ初め、殊に守護職が世襲的となりたる地方にありては、守護の指揮を受くる地頭御家人が次第に守護の家の家人に變じ、鎌倉末期には、守護の分國（支配國）が封建的知行地に變じ、守護は大名化して行つたのである。註五八

北條氏は、元寇に依りて生じたる御家人の經濟的逼迫を徳政令に依りて救済したるのみならず、北條泰時、時宗は、地方分權的封建制度に附ものたる飢饉を救済し、防貧救貧に意を用ひ、所謂士民に對する社會政策を怠らなかつたが、註五九守護が幕府機關より逸脱して大名化過程を辿り、それに正比例して權力を増大するに従ひ、嘗ての全體國家意識を喪失して、階級搾取を敢てなすに至り、茲に鎌倉末期には、武士階級は支配階級に顛落したのである。北條九代記は北條貞時時代の士民に對する苛斂誅求を敘して、註六〇平安末期を想はしめる。

近比諸國邊邑の間に惡黨の者多くして、山林嘯聚の強盜となり、嶺頭野徑に横行し、寺社、幽屋に推入りて、財物を掠め、米穀を奪ひける程に、庶民は白浪の揚るを恐れ、旅客は綠林の陰を厭ひ、驛路の往來も容易からず。

しかのみならず、守護地頭など云はるゝ者共私欲を専として、政道疎なり。百姓を責虐し、賦斂を重く、點役を滋くしければ、或は家財を壊賣り、或は妻子を活却す。

當時の土民が室町時代、徳川末期の如き支配階級に對する階級鬭争を以て對抗せざりしことを以て、階級搾取なかりしものと考ふるは當らざるものにして、寧ろ餘りの強壓のために土民にその力がなかつたのである。

守護は鎌倉時代に於ても、大名化の過程を辿つたのであるが、吉野朝及び室町時代に至つては、他の多くの地頭を併吞して著しく近世的大名に發展して行つたのである。^{註六一} 太平記、公家武家榮枯易地條に、^{註六二}

前代相模守の天下を成敗せし時、諸國の守護大紀三箇の檢斷の外綺の事無りしに、今は大小の事、共に只守護の計ひにて一國の成敗雅意に任ずれば、地頭御家人を郎從の如くに召使ひ、寺社本所の所領を兵糧料所とて押へて管領す。其權成只古の六波羅・九州の探題の如し。

と言へるが如く、庄園を崩壊せしむることに依つて、近世的大名となり、初め大紀三箇條に限られてゐた職權を遠く越えて權力を擅にしたのである。室町末期の守護については、一條兼良の樵談治要は善く之を物語る。^{註六三}

諸國の國司は、一任四ヶ年に過す。當時の守護職は昔の國司におなじといへども、子々孫々に傳て知行をいたすことは、春秋の時の十二諸侯、戰國の世の七雄にことならず。

その結果として、室町時代の名物たる土一揆、國一揆なるものが起つた。足利義政が將軍になつた正長元年九月、近畿の土民は一時に蜂起して、土倉、酒屋、寺院等を襲撃し、徳政即ち貸借契約の破棄、當物の取戻を強要した。

是れ最初の土一揆にして、彼等窮迫せる土民が主として土倉、酒屋を襲ひし所以のものは、土倉や酒屋は幕府の管領や政所執事等の被官人となり、主たる土倉の如きは幕府の納錢方御倉として、直轄地の収入や金錢の收納を掌つて、當時の支配階級と結托せるものにして、従つて、單に土倉、酒屋の金融機關の暴利に對する反抗にはあらずして、搾取階級たる武家公家に對する階級闘争であつたのである。註六四

初期の土一揆は飢饉その他の生活の不安に依つて激成せられたる烏合の集團であつたが、應仁以後の土一揆は、浪人足輕出身の所謂『一揆の大將』に依りて或程度の統制が行はれ、計畫的永續的に行ふ様になつた。加賀、越前に於ける一向一揆の如きは之に屬し、殊に驚嘆に値ひするものは、山城の國一揆である。文明十七年當時應仁の亂の動機たりし畠山政長と同義就との抗争結んで解けず、兩畠山が山城國に對峙して、互ひに新關を設け交通を杜絶し、寺社本所領を占領して軍資に充つるや、茲に國一揆が起つたのである。即ち、土民の十五六歳以上六十歳以下のものを悉く召集して會議を開き、兩畠山の兵の自今山城國中に入らざること、寺社本所領を還付すべきこと、新關を悉く破却すべきこと等を議決してその實行を兩軍に迫つた。兩畠山は國民の反抗に抗し得ずして互ひに陣を撤してその國に就いたから、山城國の成敗は全く土民等の手に歸した。依つて同國の土民は、文明十八年二月、第二回の土民の大會を宇治の平等院に召集して、國內の法制を議定し、その結果選舉によつて任命せられた月行事ツキギヨウジの名を以て徵稅の命令書を發した。是れ一種の革新運動であつたのである。註六五

右の土一揆は、約一世紀半に亘る階級闘争であるが、當時下剝上の世態が土民をして被壓迫階級として屈從せ

しめず、之を驅つて支配階級に果敢に反抗せしめたるものにして、マルクスの所謂公然の階級闘争である。

斯かる階級闘争は、武士階級が如何に支配階級に顛落したるかを雄辯に物語るものである。

江度時代の被支配階級は、主として農民と町人であるが、徳川幕府は、應仁以來百五十年の戦亂によりて極度に低下せる農民の生活を一步も向上せしめず、支都階級に對して反抗を企てる餘裕なからしむることを以て治策としたのである。

幕府は初より百姓に對し各種の法令を雨下し、農民の日常生活に干渉し、以て階級搾取を擅にしたのである。寛永年間の郷村諸法度（全文七箇條）に初まり、慶安の御觸書に至つてその極に達してゐる。慶安の御觸書は先づ勸農に關しては、『朝おきを致し朝草を刈り、晝は田畑の耕作にかゝり、晚には繩をない依を編み、何にてもそれぞれの仕事を油斷なく仕るべきこと』（第五條）と言ひ、衣食住の制限に關しては、『百姓は分別もなく末の考へもなきものなるが故に、秋になると米や雜穀をむさむざと食ひ、また之を妻子にも食はせるが、常に正月・二月・三月時分の心持を以て食物を大切にし、もつばら雜穀を食ふべく、米を多く食ひつぶさぬやうに心掛けねばならぬ。』（第十一條）と言ひ、茶、物見、遊山、煙草、衣類の禁制に關しては、『男は作を稼ぎ、女房は機織をかせぎ、夕なべを仕り、夫婦ともに稼ぐべし。たとへ、みめかたちよき女房なりとも、夫のことをおろそかに存じ、大茶を飲み、物詣りや遊山を好む女房をば離別すべし。』（第十四條）『百姓の衣類は、木綿以外は帶、衣裏にも使用すべからず』『煙草を飲んでならぬ。これは食にもならず、煩の基になり、隙も費し、金を費ひ、

火の用心も悪く、萬事について損なものである。』^{註六六}(第二十三條)と禁じてゐる。

されば當時の農民の狀態は、家康が鷹匠鳥見の輩が威福を藉りて百姓を苦しめる訴を聞いて、『隨分威を張るがよし。彼等さへかゝれば其の上つ方のものは猶更の事と恐れて異心を抱くものなし。百姓の氣儘なるは一揆の基なり。難儀にならぬ程にして氣儘にさせぬが百姓への慈悲なり。』^{註六七}と言へる一句によりて察すべく、本多正信の

『百姓を治るの法は、一年入用の食料だけを殘して、其の餘は年貢に取り、彼等の手許には、財の餘らぬ様に、且つ不足なき様に治むべし』と言へる百姓の全餘剩を收奪するの主義が實行せられたのである。西域物語に『神尾氏が曰、胡麻の油と百姓は、絞れば絞るほど出るものなりといへり』^{註六八}とあるは、階級搾取を信條とする徳川幕府の政治哲學を表明せるものにして、徳川時代の農民は、たゞ租税を輸して武士を養ふためにのみ存在するが如き悲惨なる生活に喘いだのである。

されば民間省要の著者田中丘隅は、牛馬に等しき地位に置かれたる百姓の悲惨なる現實の狀態を敘して、^{註六九}

百姓と言物、牛馬にひとしき辛き政に重き賦税をかけられ、ひとき課役をあてらるゝといへど、更に云事ならず、是が爲に身代を潰し、妻子を賣り、或は疵を蒙り、命を失ふ事限りなしといへど、不斷罵詈訶に逢ふて生を過す、いか様の非道をして、官人となれば、一俵の米を取ても君風に誇り、民家へ出ては能く百姓を睨むに、かどむのみ也、其外輩の官人は、多くは民間の卑賤より出て民間を攻る。是豆を煮て、豆の豆からをたくがごとく皆爾なり、縦ば牛馬に重荷を負ふせて打たゞき、つまづけば猶怒つて大鞭し、この畜生めと罵るが

如し、言事なく、泣く事なし、百姓相同じ。
と指摘してゐる。

農民は當時國民中の最大多數を占むるものであつたが、武斷的專制政治は斯くの如く彼等を搾取し抑壓したのである。江戸時代の初期は農民の負擔も比較的輕く、享保以後武士の窮迫と共に農民に對する誅求は加はり、百姓は耐へ切れなくなつた。彼等は死中に活を求めんとして、間引、農民離村及び百姓一揆の方法を取るの外はなかつた。

間引は墮胎、殺兒にして、斯くの如き弊風は生存競争の激しい江戸、大阪の都會地には早くからあつたが、それが農民にまで擴つて行つたのは享保以後であつて、飢饉が屢々起つた東北地方に於ては、特にこの風が盛であつて、西域物語の著者本多利明は、『間引子と荒し作りは箱根峠より東諸國の風俗なり』^{註七一}と言ふてゐる。斯くして、享保以後は農民の人口は漸次減少して行つたのである。

江度時代後期以後農民離村が盛に行はれた。是れ、領主代官の誅求に堪へかねて、百姓が徒黨を組んでその所在を立退いたのである。當時領主は之を逃散と稱して、百姓一揆と同様に取締つたが、百姓一人一人が農村を離れて江度大阪その他の都會に集つてゆくことを防ぐことは出来なかつた。^{註七二}本居宣長は『秘本玉くしけ』^{註七三}に於て、農民離村の状態を適切に語つてゐる。

然るに他國の様子をうけ玉はれば、上上も下下の役人も、百姓をあしらふに、露ほともめくみいたはる心はな

くして、年貢は本より、今の世の定まりの如く出すべきはつものとの心得、その定まりの年貢の外にも、なほさまざまの事共を工夫し出して、たゞひたすらに取上る事をつとめとして、あきたる事なく、たまたま主君は仁心ありて、これをゆるやかにせんと思ひ玉へとも、下なる役人これをゆるさず、或は下なる役人仁心あれども、上よりこれをゆるさず、たゞ百姓を苦しめに苦しむる所もありとかや、うけたまはる。(中略)或は困窮にたへかねては、農業をすて、江度、大阪、城下城下などへうつりて、商人となる者も、次第に多く、子共多ければ、一人はせんかたなく百姓を立さすれども、残りはおほく町人の方へ奉公に出して、つひに商人になりなとする程に、いつれの村にても、百姓の竈は段々にすくなくなりて、田地あれ、郷中次第に衰微す。これに因て法度を立て、百姓の兄弟子共などを、外へ出す事を厳しく禁せらるゝ國々もあれども、それは、源を濁して流れの末を清くせんとするか如くなる物なる故に、その禁制も、とにかくに立かたく、又今の世はたゞ當座の事のみばかりて、始終の所を考へざるならひなれば、さしあたりたまづ其年の上納たにととのへは、宜しき事にして、百姓いためはゆくゆく上の大なる御損失なることも思はず、漸々に農民のおころへゆく事は、かへすかへすも歎かはしきことの至りなり。

百姓一揆は、江戸時代の後半即ち寶永、正徳、享保より幕末に亘つて頻發したるものにして、領主若しくは之を代表する代官、即ち時の支配階級に對する農民の階級闘争であり、百姓一揆の研究家黒正嚴氏の研究に依れば、註七四總數六百餘件の多數に上ると謂ふ。而して百姓一揆が頻發するに至つたのは、武士の誅求の加つた享保以後のこ

とにして、享保以前の百姓一揆の知られるものは、年代の明かに知られる江度時代の百姓一揆五百三十四件中僅かに三十六件を數ふるに過ぎない。註七五

百姓一揆は、かの有名なる永應二年の木内宗吾の一件がその先驅をなすものにして、是れ、堀田侯の奸臣が凶荒に對する常備倉の設置を名として、家屋税、人頭税その他種々の重税を課して、農民を苦しめたるに基くものである。その後諸國に蜂起したる百姓一揆は、概ねこの佐倉騒動を藍本とし、奉行若しくは代官の誅求を受くる毎にその利害關係を有する農民全體が相互に一致體結して、最初は愁訴嘆願し、その聽かれざるに及んでは、竹槍、蓆旗を押し立て、行くゆく治道の村民を脅迫して同志に引き入れ、喊呼して城下に押寄せた。百姓一揆は、斯く徒黨、強訴、暴動の三階段を具ふるのが普通であつた。而して一揆の首謀者は、磔刑、斬首、追放その他の極刑に處せらるゝを常としたが、その要求は大抵貫徹せられた。註七六

本居宣長は、百姓一揆を時の支配階級の苛斂誅求の結果なることを切言してゐる。註七七

まつ第一、その領主の恥辱、これに過たるはなし。されはたとひいささかの事にもせよ、此すちあらは、その起るごころの本を委細によくよく吟味して、是非をたたし、下の非あらは、その張本のごもからをおもく刑し玉ふへきは勿論の事、又上に非あらは、その非を行へる役人を、重く罰し玉ふへき也。抑、此事の起るを考ふるに、後にいつれも、下の非はなくして、皆上の非なるより起れり。今の世、百姓町人の心もあやしくなりたりとはいへども、よくよく堪かたきにいたらされば、此事はおこるものにあらず。たとひ起さんと思ふ者あり

とても、村村一致することはかたく、又悪黨者ありて、これをすゝめありきても、かやうの事を一同にひそかに申合す事は、もれやすきものなれば、中々大低の事にては、一致はしかたかるへし。然るに近年、此事の所に多きは、他國の例を聞て、いよいよ百姓の心も動き、又役人の取はからひも、いよいよ非なること多く、困窮も甚しきか故に、一致しやすきなるへし。(中略)いかほと起らぬやうのかねての防ぎ工夫をなす共、末を防くはかりにては止かたかるへし。とかく、その因て起る本を直さすはあるへからず。その本を直すといふは、非理のはからひをやめて、民をいたはる是也。たゞいひかほと困窮はしても、上のはからひたによるしければ、此事は起るものにあらず。

吾人の以上の敘述に於て、江度時代は初より、武士階級は階級搾取を敢てなす支配階級であり、百姓町人はその下に呻吟する被支配階級であつたことが明かであらう。

封建時代七百年に於ける階級を論ずるのが吾人の課題であつた。鎌倉初期の短期間を除いて、幕末に至るまで武士階級は、農民の膏血を絞つて衣食する所謂支配階級であり、農民は牛馬に等しき地位に置かれたる、即ち搾取せられるために生存せる存在であつたのである。

三、政 體

鎌倉幕府は、初み武士階級の保護と一般治安の維持とを任務として立ちしものにして、註七八決して朝廷を無力にせ

んとする意企はなかつた。註七九然れども、文治の勅に依る守護地頭の設置、即ち統治權の行使の委任に基いて、兵馬の大權の委任を受けたから、その實力を以て國體毀損を敢てなすの危険を初より孕んでゐた。ゆえに幕府は、朝幕政治分野を定めて公家と協定を遂げ相互に侵害を防いでその実績を擧げること努力し、文治建久の交に、一時その工作が成立したのであつたが、幕府の要求に應諾したのは、時の關白九條兼實を首とする一部のみにして、その他は幕府の武力に屈したるため表面異議は提出せざるも、決して容認したるものに非ずして只雌伏したるに過ぎなかつたのである。されば幕府は公家の一部に危険性のあることを認め、京都に代表者を派出し、警衛の美名の下に監視の任に當て、常に情報を受け受して居つた、されば公武政治の境界は頗る不安定なものであつたのである。

三代將軍實朝が殺されて源氏の血統絶えてより、北條氏はほしいまゝに京都より藤原頼經を迎へて、朝廷に對して征夷大將軍の宣旨を要求し奉り、早くも最高の輔翼者たる時單に對する天皇の任命大權を侵すの端緒を開き、茲に朝幕關係は源氏の時代の如く圓滑ならず、その不安の状態は積り積つて遂に承久の亂となつたのである。

承久の一擧空しく敗るゝや、後鳥羽上皇は、向後は諸事幕府の申請の儘に宣下すべしとの院旨を幕軍に傳へらるゝの止むなきに至り、註八一幕府は公家の莊園三千餘箇所を沒收して、註八二承久以前の武家に對抗し得るの公家の實力を失墜せしめ、茲に幕府は一段と權力を確立し、天皇親政を妨げ奉るに至つたのである。以下その次第を説くであらう。

先づ、征夷大將軍なるものゝ性質を明かにするの必要がある。征夷大將軍なる官職は、本來軍司令官に外ならぬものにして、従つて、之に任ぜらるゝも、決して同時に統治權の行使の御委任を伴ふものではなかつた。坂上田村麿、藤原忠文、木曾義仲何れも同様であつた。源頼朝は守護地頭設置の文治の勅に依りて、事實上統治權行使の御委任を受けたるものにして、征夷大將軍に任ぜられたのは、それより七年後たる建久三年であつた。即ち、この時までは未だ統治權行使の御委任と征夷大將軍に任ぜらるゝこととは全く無關係であり、征夷大將軍は武門の頭梁として頼朝の最も渴望したる一種の名譽職に外ならなかつたのである。然るに、二代目の頼家が征夷大將軍に任ぜらるゝや、最早單なる名譽職に止まらずして、之に任ぜらるゝことは同時に、統治權の行使の御委任を隨伴することとなり、爾來之が例となつて徳川氏に及び、さらに幕末に及んだのである。註八三

將軍源頼經は在職三十年の久しきに及び、家人の一部との間に自ら親近なる主從關係が結ばれ、執權が幕府の中心として家人を統制する上に障害を感ずるに至つた。されば將軍經時の時に至つて、頼經の子頼嗣の六才なるを元服させ、將軍の宣下を朝廷に申請し、將軍の交迭を斷行した。頼經親近の家人等が之を憤つて幕府顛覆の陰謀を企つるや、執權時頼は豫て希望してゐた皇族將軍の實現を圖らんとし、後嵯峨上皇の皇子宗尊親王を征夷大將軍として迎へ奉つた。宗尊親王も御東下以來文永三年に至つて十五年の春秋を送られ、家人との關係が緊密となり、北條氏は頼經の場合と同じく警戒するに至つた。茲に於て、親王の御子惟康王を征夷大將軍に奉載した。註八四

承久の勝利に依りて勢力を確立したる北條氏は、右の如く擅に將軍を擁立してその宣下を申請し奉り、朝廷は

その人物御選擇の餘地殆んどなく、北條氏の申請のまゝに御任命になり、斯くして鎌倉末期に及んだのである。

抑々君臨すれども統治せずといふことは、我が國體に背反することにして、天皇親政でなければならぬ。御親政といふことは、固より政治の總てを御親裁遊ばす必要はなく、大綱を總攬せらるれば足る。今統治權行使の受任者たる將軍、即ち最高の輔翼機關たる將軍の任免に關して、その人物の選擇の餘地朝廷に留保せられず、又罷免の餘地も留保せられざるに於ては、天皇の任免大權は形式的名義的となり、所謂政治の大綱を總攬せられざる結果となり、茲に、天皇親政は妨げられ、國體は毀損せらるゝこととなる。

北條氏の國體損傷は右に止まるものではない。承久の亂後、後鳥羽上皇を隱岐に、順徳上皇を土佐に、土御門上皇を土佐に、雅成親王を但馬に、頼仁親王を備前に遷し奉りし亂逆は、永く日本國民の忘るゝ能はざる所である。註八五

北條氏は承久の亂の處分として、仲恭天皇を廢し奉つて後堀河天皇を御立て申し、茲に皇位繼承に容喙し始め、その後、後嵯峨天皇の御遺詔は持明院統と大覺寺統との兩統分争を惹き起し執權貞時は兩統迭立の議を提して成功した。茲に於て兩統に屬する人々は互ひに北條氏に頼つて有利に解決せんとし、皇位は一に北條氏に依つて最後の決定が下されることとなつた。註八六

凡そ皇位繼承の範圍は、天祖の神勅に依りて定まれるものにして、天祖の御子孫が血統上の權利に基いて皇位に即かれるのである。是れ、建國以來萬世不易の國體法である。而して現行憲法第二條及び皇室典範には、明確なる限定がしてあるから疑ひを生ずるの餘地はないが、鎌倉時代には、皇統に屬する複數の御子孫御兄弟の中で

何人が皇位に即かるゝやに就いて、勅命に依りて選定せらるれば國體損傷にはならないが、北條氏の積極的容喙に依りて決定せらるゝに至りては、正に國體毀損の甚だしきものと言はざるを得ない。

降つて足利時代に入りても、實力を以て統治權を行へる所のを朝廷が承認せられたのであつて、足利尊氏に對する將軍宣下は、その人物に對する選擇の餘地朝廷に存せず、その後、足利氏の血統以外には將軍として任命せらるゝの餘地存せず、天皇の任免大權は形式的となり、天皇親政を妨げたこと、鎌倉時代と異なる所はない。

皇室の式微に關して室町時代の特長的なものは、武家の狼藉のために朝廷の御經濟は頗る窮迫し、費用不足のため、御即位の大典を二十年餘を延期せられ、天皇の御大葬を四十日も延期せらるゝの状態であつた。註八七史を讀んで悲歌慷慨せざるものあらんや。

鎌倉室町の兩時代を通じて天皇に留保せられたるものは、たゞ榮譽の大權にして、是ればかりは親政であつた。即ち將軍は正二位右大臣若くは從一位太政大臣等の朝廷の官位を授けられ、守護地頭も亦將軍の推擧に依つて朝廷の官位を受けた。註八八彼等武家は實力の把持者なれども、日本全體國家意識は深く潜在するがゆえに、朝官を受くるに非れば、將軍は部下に對して威令行はれず、守護地頭も將軍の私的の代官たるのみには、如何に地方行政權が委託せらるゝも、之を徹底し得ざるに因り、彼等は之を望んだのである。

徳川時代の朝幕關係も亦、室町時代のそれと多く異らない。戰國時代に、信長も秀吉も御料の回復増進を行ひ、家康も同一の政策を執りて、一層御料を増猷し、徳川初期には、禁裏の御料は凡そ三萬石であつた。室町時代と

は異ると雖、三萬石は大名の最下級に班する程度に過ぎず。之を幕府の八百萬石に比較すれば、殆んど問題にならない。殊に禁裏の御料は、その土地の領有權と共に獻進したるには非ずして、その土地を支配するものは、依然として所司代若しくは代官であり、彼等が租税として徴收したるものゝ中より、料を定めて獻進したるが故に、皇室は一種の俸給生活者に類する御地位であつた。その反面、嘗て一度も大名の地位に立たせられなかつたので註八八ある。幕末に至つて御料を二十萬石に増加したけれども、朝廷が神社の祭典を復興し或は朝儀を再興し、或は公卿殿上人に分賦せらるゝがため、朝廷の經濟は常に不足勝であつた。註八九

徳川家康は朝幕關係を定めんがために、元和元年七月公家諸法度を制定した。その第一條には、『天子御藝能之事』と題して、學問を専らにせらるべきことを言ふてゐる。是れ、朝廷が天下の政治に關與せられざるべく警戒したものである。註九〇

第一條と共に注意すべきは第七條である。『武家之官位者。可レ爲ニ公家當官之外事。』と題して、朝廷より官位を賜れる武士は公家と異り員外として、その官に屬する職務を勤め得ざることと言ふてゐるのである。是に由つて、武士の有する官位が公家の有する官位よりも、遙かに形式的のものたる意味が強くなつたのである。それにも拘らず、徳川時代の武士がこの形式化したる稱號を以て公文書にも非公式文書にも呼ばれてゐることは注意すべき事項にして、彼等は朝廷の官位を欲したのである。註九一形式的な意味の官位にもせよ、朝廷は榮譽の大權は留保し、この範圍に於て御親政遊ばされたのである。

榮譽の大權は、室町の末葉に至るまでは、武士に對しては將軍の推擧を俟つて始めて行使せられたが、室町の末將軍の權力衰ふるに及びては、將軍の推擧を俟たずして行使せられた。註九二之に對して家康は、慶長十一年武士の敍位敍官は専ら彼の推薦に依られんことを朝廷に奏請し、さらに慶長十六年にはこの奏請を繰返し、武士に賜りたる官位は補任名簿に載せられざるやう附加へてゐる。これより後、武士出身の貴族は朝廷より除かれ、又朝廷との交通を禁ぜらるゝに至つた。註九三之に依つて家康は、大名が幕府を差置いて朝廷に親しみ奉ることを警戒したのである。

右の方法に依りて徳川幕府は、朝廷を制肘し、榮譽の大權のみ朝廷の總攬せらるゝ所であり、統治權行使の受任者たる將軍宣下は、足利時代の如く、實力を以て統治權を行へる徳川家康を承認せられたるものにして、家康の將軍適否に關して朝廷には考慮の餘地なく、その後の將軍は、徳川氏の血統以外には將軍として任命せらるゝの餘地存せず、且その統治權の行使の委任たるや、榮譽の大權以外は餘す所なく、總括委任である。斯くまで最高の輔翼機關に對する天皇の任免大權が形式的名義的となりて、天皇親政何處にありや？

ゆゑに明治天皇が陸海軍軍人に下し給へる勅諭に、『兵馬ノ權ハ一向ニ其ノ武士トモノ棟梁タル者ニ歸シ、世ノ亂レト共ニ、政治ノ大權モマタ其ノ手ニ落チ、凡ソ七百年間、武家ノ政治トハナリヌ。世ノ様ノ移リ換リテ斯クナレルハ、人力ニテ挽回スヘキニハアラネトハイヒナカラ、且ツハ我國體ニ戻リ、且ツハ我が祖宗ノ御制ニ背キ奉リ、淺間シキ次第ナリキ。』註九四と嘆かせられたる如く、鎌倉初期の短期間を除いて徳川末期に至る凡そ七百年間、

武士階級は天皇親政を妨れて國體を毀損し奉り、その結果は人民は彼等に搾取せられるために生存せる存在になり了つた。即ち武士階級は、政體的存在より吾人の所謂支配階級に顛落したのである。

四、國體

將軍が國體違反を敢てして天皇に歸一せざることは、前記政體の項に於て論じたが、將軍以下の武士及び農民も亦、武士道なる道德に依りて將軍に歸一し、天皇に没我的歸一をなすことを妨げられ、この攪亂要因に依りて日本全體國家は著しく利益社會化した。吾人はこの過程を論ずるに先つて、先づ武士道なるものを闡明しなければならぬ。

武士道の徳目として、勇氣、名を重んずること、質素、廉潔等が擧げられるが、註九五今茲に重大なるは、武士道に於ける忠の觀念である。井上哲次郎博士は、武士道の本質は忠君愛國にして、内に在つては皇室を護衛し、外に對しては國家の防衛を以て自ら任ずることに在る、と論ぜらる。註九六然れども北條義時は朝廷に仕へた仁科盛遠の所

領二ヶ所を沒收したが、その論據とする所は、『何條關東御恩の侍、御許されもなくして院中の御奉公心得ず。』

註九七であつた。ゆえに關東の御恩に報ゆるには、朝廷に反抗するのが道であると考へたのである。又當時京都の守護

の任に當つてゐた伊賀判官光季は、一院の御召に答へて、『光季は關東の御代官としてかくてあり合ひ候へば、上の御大事候はんには先に承らんれば仰せを承りて一方へは罷り向ひ候べし。御所へは得參るまじく候。』と堅い註九八

決心を示してゐる。而も彼の心中には御勅命に違ふことを人臣の道に背くといふ觀念は毛頭なく、却つて、『身に
あやまりなくて一天の君を敵にうけ參らせ玉城に屍を晒し名を萬代の雲にあげんことを願ふ所の幸なり。』註九九といふ
武士の誇さへ感じてゐるのである。

右の軍記物語の事實に徴するも、武士の忠の對象は、直接恩を受ける主君であり、その最高對象は將軍であ
註一〇〇る。されば自己の主君を差置いて朝廷に奉仕することは、不忠となるわけである。註一〇一

右の忠を内容とする武士道は、鎌倉時代に起りしものにして、その發現期の鎌倉時代に於て最も潑刺たる生氣を
帯びてゐた。註一〇二鎌倉の陥つて執權高時の死するとき、腹を切つて主に殉じたる者八百七十餘人あつた。惜しむらく

は、彼等は武士道の忠に殉じたるものにして、國體の本義を知らなかつたのである。註一〇三室町時代には武士道は頽廢
し、下剋上の世態となつたが、土岐頼遠が光嚴上皇の御幸に參り合つて、下馬を命ぜられた時、命に従はず散々

に狼藉を働きたるに對して、太平記では、上皇に對し奉つてさへ馬より降りなければならぬならば、將軍に對
しては土を匍ふべきかと言へるは、當時武士が將軍を最高無上として之に歸一し、天皇に歸一せざりしことを物
語るものである。註一〇四徳川時代の武士道は、その實踐的の方面に於ては鎌倉時代のそれに比すべくもないが、儒學者
に依りて理論化體系化せられ、註一〇五その方面より觀れば、武士道は徳川時代に完成せられたとも言へる。而して、將
軍に歸一して天皇に歸一せざりしは前時代と變なりはい。

吾人は武士道に就いて稍々長き記述をした。それは封建時代の武士が武士道なる道德に縛られて、その直接の

主君及び將軍に對して忠を捧げ、而して天皇に歸一せざることを論證せんがためであつた。而して將軍は國體違反を敢てして、天皇に歸一せざることは、前記政體の項に於て詳述した所である。右は支配階級に關してであるが、被支配階級たる農民に關しては、彼等は支配階級たる武士階級の階級的抑壓、階級的榨取に喘ぎながらも、之を打倒するだけの組織も力もなく、表面は、彼等は農業生産について武士と協力し、相互依存の關係にあるが如くなるも、實はいつ離るゝやも知れぬ對立を内包したるものにして、之が爆發して、室町時代には土一揆を惹き起し、徳川末期には百姓一揆が頻發したることは、既に階級の項に於て詳論した所である。ゆゑに武士と農民とは、本質的には利益社會的關係に立つものであつた。併し表面は相互依存の關係をなし、農民は最終的には將軍に歸一して、武士と同じく天皇に歸一することを知らなかつた。

日本民族は超階級的存在たる天皇に對してのみ、非合理的な沒我的な歸一がなし得るものにして、斯くてこそ全體と個體とは不可分の一體を構成して、全體國家は成立するのであるが、今支配階級たる武士も被支配階級たる農民も、將軍たる中間物に妨げられて天皇に歸一せず、支配被支配兩階級の利益社會的結合が、鮮明なる姿に於て前景に現はれ來た。茲に於て、鎌倉初期を除いて凡そ七百年の封建社會に於て、本質的に潜在する日本全體國家は、右の攪亂要因に依りて著しく利益社會化し、恰も日本國家は本質的に利益社會たるかの如き觀を呈したのである。

註一、粟田寛博士、祭典私攷、三七、三八頁。

註二、三浦周行町士、續法制史の研究、一〇一二頁。

註三、〔鹿島社文書〕

註四、浦原貞雄氏、神道と日本文化、六三頁。

註五、小中村清矩閣、萩野由之、小中村義象、増田千信、編、日本古代法典、三九九。

右の貞水式目第一條の振假名は筆者之を施す。

註六、前掲者、四〇〇頁。

註七、瀧川政次郎氏、日本法制史、第四編、融合法時代前期（式目時代）第一章、總説。植木直一郎氏、御成敗式目研究、二

四頁。宮地直一博士、武家と神社、（鎌倉時代研究）二八一頁。三浦周行博士、法制史の研究、二七頁。

註八、瀧川政次郎氏、日本法制史、三五〇頁。

註九、瀧川政次郎、日本法制史、三六八頁、三七三頁。

註十、瀧川政次郎氏、前掲書、三五三頁。牧健二教授、日本法制史概論、第二分冊、一九七頁。

註十一、瀧川政次郎氏、前掲書、三五五頁。三浦周行町士、續法制史の研究、一〇六八頁。

註十二、日本古代法典、四一二頁。

註十三、有賀長雄博士、日本古代法釋義。三七三頁。三浦周行博士、續法制史の研究、一〇六八頁。一〇七七頁。一〇七八頁。

註十四、瀧川政次郎氏、三五六頁。

註十五、前掲書、三五六頁。

註十六、瀧川政次郎氏、前掲書、三五九頁。牧健二氏、日本法制史概論、第二分冊、一九八頁。三浦周行博士、續法制史の研

究、一〇七六頁。

註十七、日本古代法典、四一〇頁。

註十八、有賀長雄博士、日本古代法釋義、三七〇頁。

註十九、三浦周行博士、續法制史の研究、一〇七二頁。

註二〇、穗積陳重博士、祖先祭祀と日本法律、一八一頁。

註二一、植木直一郎氏、御成敗式目研究、一〇二頁。

註二二、辻善之助、日本佛敎史の研究、一六五頁。

註二三、清原貞雄博士、神道史、二三四頁。二三六頁。

註二四、平家物語（岩波下庫、下卷）一五九頁。

註二五、源平盛衰記上卷（國文叢書、博文館）六四〇頁。

註二六、龍肅氏、鎌倉幕府の政治（岩波講座、日本歴史、第四卷）四四、四五頁。

註二七、龍肅氏、前掲書、四五頁。白柳秀湖氏、民族日本歴史、封建編、三九六頁。

註二八、龍肅、前掲書、二〇頁以下。

註二九、牧健二氏、日本封建制度成立史、三二頁。辻善之助博士、人物論叢、一〇六頁。

註三〇、牧健二氏、前掲書、二九頁。

註三一、牧健二氏、前掲書、三八頁。

註三二、牧健二氏、前掲書、三〇頁、四五頁。

註三三、牧健二氏、前掲書、二六頁以下。

註三四、辻善之助博士、人物論叢、一〇四頁以下。

- 註三五、北畠親房、神皇正統記、(岩波文庫)一七三頁。
- 註三六、北畠親房、前掲書、一五一頁。
- 註三七、北畠親房、前掲書、一五五頁。
- 註三八、辻善之助博士、人物論叢、一一二頁。平泉澄、中世に於ける國體觀念。(岩波講座、日本歴史、第四卷、)一八頁。
- 註三九、北畠親房、神皇正統記、一四六頁。
- 註四〇、瀧川政次郎氏、日本法制史、二四一頁。
- 註四一、前掲書、三三三頁以下。
- 註四二、前掲書、三七六頁。
- 註四三、平泉澄氏、中世に於ける國體觀念、(岩波講座、日本歴史)四七頁。
- 註四四、前掲書、四九頁以下。
- 註四五、北畠親房、神皇正統記、一頁。
- 註四六、前掲書四〇頁。
- 註四七、三浦周行博士、續法制史の研究、一三二六頁。
- 註四八、瀧川政次郎氏、日本法制史、五九二頁。牧健二氏、日本法制史概論、第三分冊三三四頁。小中村清矩博士、日本古代
 法典、七五六頁。
- 註四九、穗積陳重博士、祖先祭祀と日本法律、一六三頁。
- 註五〇、前掲書、(由井正雪事件と徳川幕府の養子法)二五七頁。
- 註五一、前掲書、一六四頁。二六三頁以下。

註五二、玉城肇氏、『町人家族の構成』歴史科學、第五卷、第七號、八六頁。

註五三、太田亮氏、系圖と系譜（岩波、日本歴史）五二頁。

註五四、清原貞雄氏、神道と日本文化、八四頁。

註五五、日本古代法典、四〇〇頁。

註五六、日本古代法典四〇〇頁。有賀長雄博士、日本古代法釋義、三四六頁。三浦周行博士、續法制史の研究、一一六四頁以下。

註五七、北條九代記（有明堂文庫、二四卷）三二五頁。

註五八、牧健二氏、日本封建制度成立史、七七頁。竹越與三郎氏、日本經濟史、一卷、五七七頁。土屋喬雄氏、日本社會史概要、（社會科學講座）二八頁以下。

註五九、白柳秀湖氏、民族日本歴史、（戰國編）一二八頁以下。

註六〇、北條九代記（有朋堂文庫）六五三頁。

註六一、三浦周行博士、續法制史の研究、一一八一頁以下。

註六二、太平記（友朋堂文庫）下卷、四〇四頁。

註六三、推談治要、（群書類從、第十七輯）一九五頁。

註六四、瀧川政次郎氏、日本社會史、二〇八頁。本庄榮次郎氏、日本社會史、一七一頁。

註六五、瀧川政次郎氏、前掲書、二〇九頁。本庄榮次郎氏、前掲書、一七八頁。

註六六、徳川禁令考、第五帙、二四二頁以下。

註六七、徳川實紀、第一編、三五四頁。

- 註六八、本多利明著、西域物語、(日本經濟叢書、第十二卷)、一八四頁。
- 註六九、田中丘隅著、民間省要、(日本經濟叢書、第一卷)二九〇頁。
- 註七〇、瀧川政次郎氏、日本社會史、三〇一頁。
- 註七一、本多利明著、西城物語、(日本經濟叢書、第十二卷)一八九頁。
- 註七二、瀧川政次郎氏、日本社會史、三〇三頁。
- 註七三、王くしげ、秘本王くしげ(岩波文庫)五九頁、六〇頁。
- 註七四、本庄榮次郎氏、日本社會史、二四七頁。黑正嚴氏、百姓一揆史談、三頁。
- 註七五、黑正嚴氏、百姓一揆の研究、二五五頁。
- 註七六、本庄榮次郎氏、日本社會史、二四九頁以下。瀧川政次郎氏、日本社會史、三〇二頁。
- 註七七、王くしげ、秘本王くしげ(岩波文庫)六一頁、六二頁。
- 註七八、龍肅氏、鎌倉幕府の政治(岩波講座、日本歴史)三〇頁。
- 註七九、新見吉治氏著、武家政治の研究、一〇六頁。
- 註八〇、龍肅氏鎌倉幕府の政治(岩波講座、日本歴史)六八頁。
- 註八一、龍肅氏前掲書、七三頁。
- 註八二、龍肅氏、前掲書、七六頁。
- 註八三、細川龜一氏著、日本政治史、一七一頁。
- 註八四、龍肅氏、鎌倉幕府の政治、八六頁以下。
- 註八五、平泉澄氏、中世に於ける國體觀念(岩波講座、日享歴史)二六頁。

註八六、白柳秀湖氏、民族日本歴史、戰國編、七七頁以下。黑板勝美博士、皇家中興の大業、一〇頁。

註八七、魚澄惣五郎氏、室町幕府の政治（岩波講座、日本歴史）二四頁。

註八八、新見吉治氏、武家政治の研究、一七〇頁。

註八八、三浦周行博士、續法制史の研究、一三五—一頁以下。白柳秀湖氏、民族日本歴史、近世編、二七二頁。

註八九、三浦周行博士、前掲書、一三五—五頁。

註九〇、小中村清矩博士、日本古代法典、七五—五頁。白柳秀湖氏、民族日本歴史、近世編、二七〇頁。

註九一、小中村清矩博士、前掲書、七五—六頁。新見吉治氏、武家政治の研究、一七五頁。

註九二、新見吉治氏、前掲書、一七一頁。

註九三、新見吉治氏、前掲書、一七六頁。

註九四、森清人氏、大日本詔勅通解、七三五—五頁。

註九五、清原貞雄氏、武士道史十講、六五頁以下。

註九六、井上哲次郎博士、新修國民道德概論、一五〇頁。

註九七、承久戰物語卷第一（群書類從第十三輯）五七頁。

註九八、同上、卷二、六三頁。

註九九、同上、卷二、六四頁。

註一〇〇、磯野清氏、日本武士道詳論、二八五頁以下。

註一〇一、磯野清氏、前掲書、二九九頁。

註一〇二、長岡彌一郎氏、武士道論（國文學と日本精神）八〇頁。清原貞雄氏、武士道十講、六四頁。

註一〇三、平泉澄氏、中世に於ける國體觀念（岩波日本歴史講座）三三頁。

註一〇四、平泉澄氏、前掲書、三五頁。

註一〇五、長岡燭一郎氏、武士道論（國文學と日本精神）八〇頁。清原貞雄氏、武士道史十講、一〇四頁以下。